特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
I I	宜野湾市教育委員会 子ども子育て支援に関する事務 基礎項目評価書【平成30年3月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宜野湾市教育委員会は、子ども子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沖縄県 宜野湾市教育委員会

公表日

令和2年7月13日

I 関連情報

 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (事務の名称 デども子育て支援法及び学校教育法の関連法等の規定に則り、幼稚園等に入園する支給認定等の管理、利用者負担の徴収、給付の支給を行っている。	保護者
子ども子育で支援法及び学校教育法の関連法等の規定に則り、幼稚園等に入園する支給認定等の管理、利用者負担の徴収、給付の支給を行っている。 (特定個人情報ファイルを使用する事務) ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保育料算定に必要な各種情報の照会 1.子ども子育で支援システム 2.庁内連携システム 3.団体内統合宛名システム 4.中間サーバー 2. 特定個人情報ファイル名 1. 子ども子育で支援情報ファイル 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第一の94項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、2項、3項 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 「実施する])実施する 2)実施しない 3)未定 ・番号法第19条第7号 別表第二の事務 (別表第二における情報提供の根拠) 提供なし (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号別表第二の項番116	保護者
等の管理、利用者負担の徴収、給付の支給を行っている。 (特定個人情報ファイルを使用する事務) ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会 1.子ども子育て支援システム 2.庁内連携システム 3.団体内統合宛名システム 4.中間サーバー 2. 特定個人情報ファイル名 1.子ども子育て支援情報ファイル 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第一の94項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、2項、3項 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無 [実施する] ②法令上の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の事務 (別表第二における情報限会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の事務 (別表第二における情報限会の根拠) 番号法第19条第7号別表第二の項番116	保護者
②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会 1.子ども子育て支援システム 2.庁内連携システム 3.団体内統合宛名システム 4.中間サーバー 2. 特定個人情報ファイル名 1. 子ども子育て支援情報ファイル 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第一の94項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、2項、3項 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無 [実施する] (選択肢>) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 ・番号法第19条第7号 別表第二の事務 (別表第二における情報提供の根拠) 提供ない (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号別表第二の項番116	
②システムの名称 2.庁内連携システム 4.中間サーバー 2. 特定個人情報ファイル名 1. 子ども子育て支援情報ファイル 2. 宛名管理情報ファイル 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第一の94項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、2項、3項 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 <選択肢〉 1)実施する 2)実施しない 3)未定	
1. 子ども子育て支援情報ファイル 2. 宛名管理情報ファイル 3. 個人番号の利用 番号法第9条第1項 別表第一の94項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、2項、3項 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無 [実施する]	
3. 個人番号の利用 番号法第9条第1項 別表第一の94項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、2項、3項 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 「実施する] (選択肢> (選択肢> 1) 実施しない 3) 未定 ・番号法第19条第7号 別表第二の事務 (別表第二における情報提供の根拠) 提供なし (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号別表第二の項番116	
番号法第9条第1項 別表第一の94項	
法令上の根拠 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、2項、3項 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 「実施する 」 (選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 ・番号法第19条第7号 別表第二の事務 (別表第二における情報提供の根拠) 提供なし (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号別表第二の項番116	
①実施の有無 (選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 ・番号法第19条第7号 別表第二の事務 (別表第二における情報提供の根拠) 提供なし (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号別表第二の項番116	
①実施の有無 [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 ・番号法第19条第7号 別表第二の事務 (別表第二における情報提供の根拠) 提供なし (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号別表第二の項番116	
(別表第二における情報提供の根拠) 提供なし (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号別表第二の項番116	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署 宜野湾市教育委員会 指導部 学務課	
②所属長の役職名 学務課長	
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先 〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 総務部 総務課 情報公開	+0.1/
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	坦白
連絡先 〒901-2203 沖縄県宜野湾市字野嵩730番地 宜野湾市教育委員会 指導部 学務課	坦当

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人5	未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			29年4月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		平成	29年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
	項目評価施機関にご		重点項目部	『価書又に	<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及 3)基礎項目評価書及 3)基礎項目評価書及 は全項目評価書において、リス	び全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(竹	 青報提供	 ネットワークシステ	 テムを通じ	た入手を	 -除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢>(選択肢>1) 特に力を入れている2) 十分である3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託]]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Е	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手) [(つ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	3 3		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]		く選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・🤉	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監	查 [] 外部	監査		
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていなし			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の94項	番号法第9条第1項 別表第一の94項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第68条 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例第4条第1項、2項、3項	事後	
平成28年5月9日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年5月9日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成30年2月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の事務 (別表第二における情報提供の根拠) 提供なし (別表第二における情報照会の根拠) 項番 116	・番号法第19条第7号 別表第二の事務 (別表第二における情報提供の根拠) 提供なし (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号別表第二の項番116 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第59条の2	事後	
平成30年2月6日	I 関連情報 5. 実施期間における担当部 署 ②所属長	学務課長 桃原 忍子	学務課長 伊佐 英明	事後	
平成30年2月6日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年2月6日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	表紙_評価書名	宜野湾市教育委員会 子ども子育て支援に関する事務 基礎項目評価書	宜野湾市教育委員会 子ども子育て支援に関する事務 基礎項目評価書【平成30年3月31日終了】	事後	
令和2年4月1日	IV リスク対策 6. 情報ネットワークシステム との接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	